

第2回 伊丹市使用料手数料等審議会

議 事 録

伊丹市使用料手数料等審議会

1. 日 時 令和元年6月21日(金)
2. 場 所 市役所議会棟3階 議員総会室
3. 出席者 【委員】
伊藤委員、上村委員、大西委員、神谷委員、木戸委員、笑喜委員、富田委員、中山委員、星野委員、松尾委員、山下委員
4. 傍聴者 なし
5. 次 第 (1) 開会
(2) 議題
 - ① 第1回審議会の議事概要
 - ② 「施設建設費に占める補助金等の取り扱い」について
 - ③ 「施設分類に応じた負担割合の設定」について
 - ④ 「答申案の作成に向けて」について(3) 諸連絡
(4) 閉会

(1) 開会

- 会長
 - ・第2回使用料手数料等審議会を開催する。
- 事務局
 - ・本日は全員出席であり、本会については伊丹市使用料手数料等審議会規則第5条第2項の規定により会議は成立していることを報告する。
 - ・本日は議事録作成の観点から録音させていただくことにご了承願う。
- 会長
 - ・会議録の署名について名簿順で指名する。今回は大西委員と神谷委員にお願いしたい。
 - ・使用料手数料等審議会傍聴要領に基づき原則公開としている。本日の傍聴者はゼロ、途中入場の希望があれば随時入場させるということとする。

(2) 議題① 第1回審議会の議事概要について

<事務局より資料に基づいて説明>

- 会長
 - ・ご意見やご質問はあるか。
 - ・特になしということで次の議題に移る。

(2) 議題②「施設建設費に占める補助金等の取扱い」について

- 会長
 - ・前回の会議で土地は機会費用を、建物は減価償却費を原価に算入するという結論に至ったが、国や県からの補助金等がある場合の取扱いについては意見が分かれていた。課題を整理したので事務局から説明をお願いします。

<事務局より資料に基づいて説明>

- 会長
 - ・前回、建物の整備についてのイニシャルコストは利用料金に反映させるべきだという意見の一致を見たが、補助金等を受けている場合について、補助金等の分まで料金に反映させるべきではないという意見、補助金等を控除すれば類似施設で

も料金格差が発生してしまうという意見、市として補助金等を受け取り再整備等を行うことから控除すべきではないという意見が出たところである。

考え方①は補助金等を考慮しないという考え方。

考え方②は補助金等を差し引いて減価償却費を計算するという考え方。国や県よりどの程度補助金を受取っているか調べたところ、3割程度の施設、金額では平均6%程度の補助を受取っている。

考え方③は公費と料金で施設が整備運営されていると捉えて、公費の部分で国や県から補助を受けたという考え方。テニスコートを利用する利用者は、伊丹市民であれば、公費にあたる部分の負担が軽くなっていると考えられる。他市の利用者は補助金部分を考慮せずに負担してもらっても良いのではないかという考え方に繋がる。この整理をすると、類似施設の料金格差は生じず、また施設ごとに別途固定資産台帳以外の管理をする必要がなくなると考えている。

・ご意見ご質問等があれば、ご発言をお願いしたい。

○A委員 ・非常にわかりやすい整理となっている。公費の原資は税であり、また国や県からの補助金は市民に対する補助であるから考え方③をとれば良い。

考え方①、②、③のうち事務的な負担が大きいのは②で、③は固定資産台帳の数値を使用することから事務処理の面でも優れている。

寄付金については寄付者の意向を踏まえて、料金を下げたい意向がある場合は料金算定に反映させる可能性を模索しても良いと思う。

○B委員 ・補助金を公費と捉えることで、補助を受けた施設と受けていない施設の料金格差が生じず公平性を担保できるため、考え方③が良いと思う。

○C委員 ・考え方③が良い。伊丹市民の方の利用と他市の方の利用については区別をつけるべき。補助金は伊丹市や伊丹市民への補助であるにもかかわらず、料金算定において補助金を差し引

いてしまうと他市の利用者にも恩恵を与えてしまう。

- 会長
 - ・他にご意見がなければ、本審議会では考え方③を取らせていただく。
 - ・寄付金については、個別の事情を一定考慮するというところを入れさせていただく。

(2) 議題③「施設分類に応じた負担割合の設定」について

- 会長
 - ・負担割合の考え方と負担割合の区分方法については2つの論点に分かれる。1つ目の論点である「負担割合の考え方」について事務局から説明をお願いしたい。

<事務局より資料に基づいて説明>

- 会長
 - ・本審議会の諮問内容について、前回は原価の範囲だったが、今回は負担割合の方向性について議論させていただく。個別の施設の負担割合についてはこの審議会でも議論する必要はない。これまでは一律の負担割合としてきたが、このまま一律の負担割合とするか、施設分類ごとに負担割合を変えたほうが良いか、基本的な方向性についてご議論いただきたい。施設分類の考え方について事務局から追加で説明をお願いしたい。

<事務局より資料に基づいて説明>

- 会長
 - ・一律がよいか、施設分類ごとに分けるのがよいかご議論いただきたい。

- B委員
 - ・施設の分類を見ると施設の性質にはかなりの幅があり、絶対に必要なものと、利用する人が払えば良いというものに別れると思うので、施設分類に応じた負担割合を採用するのが良いのではないかと。

- D委員
 - ・施設の性質に応じた分類ごとに考えるべき。効率的に施設を運営するという観点から個別に検討が必要で、

他市の監査報告など拝見しても、そのような考え方をとっている自治体が多い。

- E委員 ・施設分類ごとの負担割合が良いと思う。
これから先、負担割合を決める際は、利用される方の特性を加味していただきたい。
- F委員 ・施設分類ごとに分けたほうが良い。
1つの施設でも日常生活をより快適にするために使用する方と、必要で使用する方がいる。それをどう考えるか検討が必要だと思う。
- G委員 ・施設分類に応じた負担にすべき。
他市の事例で、どの程度利用者負担を求めているのか気になる。
- H委員 ・施設分類に応じた負担割合のほうがよいと思う。
福祉を大事にするためにも、分類したほうが良い。
- I委員 ・施設分類に応じた負担割合のほうが望ましい。
負担割合をどうするのかについては他市の事例等を参考にしてはどうか。年齢や生活状況に応じて施設の中でも金額が分類できるようなことができれば望ましいと思う。
- C委員 ・施設分類に応じた負担割合が本来の姿であると思う。
一律の方法はシンプルではあるが、施設分類ごとのほうが市民の納得が得られるのではないか。負担割合等について他市の状況を知ることは大事だが伊丹市の状況に合わせて個別に考えていくべき。
- A委員 ・施設分類に応じた負担割合が望ましいと思う。
前回、原価の範囲を決めたときに民間の手法も取り入れていることから、負担割合についても民間同種施設の状況等、施設の性質に応じて考えていくのが自然である。行政は民業を圧迫してはいけない。民間に元気になってもらうことが大事で、料金を下げたしまうとどうしても行政の施

設に流れてしまい民間が育たない。福祉系の施設に関しては利用者の特性に応じた料金設定が必要で、きめ細かにするほうがよい。

- J 委員
 - ・各施設によって提供するサービスが違うことから、一律にはできない。施設分類に応じて負担割合を決めていくべき。分類の仕方も、施設の特性に応じて、利用者数も加味しながら決めていかなければいけない。利用者数は少子高齢化等で必ず変わってくるので中長期的な視野でみる必要がある。

- 会長
 - ・皆様のご意見を集約すると、施設分類ごとに負担割合を変えるべきということになる。施設ごとに性質や、サービスの必要度合いが違うという意見があった。民間と同じようなサービスを提供しているのであれば料金しだいでは民業圧迫につながる。民間という視点も考えると、施設の分類に従って考えるべきという意見もあった。

- 会長
 - ・施設分類ごとに負担割合を考えるとということになったので、次に具体的な負担割合の区分方法について、事務局から説明をお願いしたい。それに先立って他市の状況について補足で説明をお願いしたい。

- 事務局
 - ・他市の状況について公式調査したものは手元に無いので正確な数字は持ち合わせていないが、施設分類ごとに負担割合を考える市が増えているという認識である。より市民に説明しやすいところにおいて、これから多くの市町村がこういう方向に向かっていくのではないかと。伊丹市としては各市がやっているからというだけではなく、市民により説明できるのはどちらかという観点で考えていてはどうかと思っている。

- 会長
 - ・引き続き「負担割合の区分方法」について事務局から説明をお願いしたい。

<事務局より資料に基づいて説明>

○会長

- ・負担区分の考え方について議論していきたい。

判断基軸として、選択性と収益可能性という考え方がとれるということである。利用者の特性も考慮すべきというご意見については、減免等によって政策的に考慮するのが一般的であるので、もう少し幅広い観点で議論したい。

「選択性」という軸について、選択性が高い施設というのは、日常生活をより便利で快適なものにするため、個人の価値観に応じて選択的に利用する施設等を指すとある。わかりやすい例で、テニスコートのようなスポーツレクリエーション施設はテニスを好きな方にとっては大事な施設だが、運動をする人にとっては他にも選択肢はあり、毎日必ず必要なわけではない。対照的に、高齢者や障がい者の施設をイメージすると、無いと困る施設である。そういった軸で考えることができるのではないかというのが「選択性」と考えている。

「収益可能性」という軸は、民間でも類似・同種のサービスが提供されているか、あるいは収益の可能性がどの程度見込まれるかという視点で分類をするということである。

障がいを持った方のための施設などはあまり民間では提供されておらず、自治体が施設を整備して提供しなければならない。

選択性の高い施設でも収益可能性の高いものと低いものがある。昆虫館のような博物館施設は選択性の考え方からすると、高齢者施設や障がい者施設より相対的に選択性は高い。ただ、民間の事業者が参入する魅力的な事業かという収益性の高い事業ではない。一方、選択性が高いスポーツレクリエーション施設は比較的民間でも参入しやすく収益可能性が相対的に高い。この点が収益可能性を考慮する理由になってくる。

- ・ご意見やご質問を頂きたい。

○B委員

- ・基軸は選択性で良いと思う。

選択性を基軸にしたうえで、収益可能性も考慮していかなければならない。その施設がないとどうしても困るかどうか、という視点が大事。

- D委員
 - ・行政の役割は民間では提供できないサービスを提供していくことであるから選択性を採り入れるべき。一方、限られた財源で運用してくためには効率的な運用をしていく必要があることから収益可能性も採り入れるべき。選択性、収益可能性の両方をバランスよく検討していくべきである。他市の監査報告でも同様の観点で分類されたものを見たことがある。
- E委員
 - ・選択性、収益可能性の両方を考えるべきだと思う。行政が行わなければならない仕事を考えるとそうなる。
- F委員
 - ・選択性の横軸、収益可能性の縦軸で両方を考えるべきだと思う。スポーツレクリエーション施設というのは日常生活をより快適にするものに分類されると思われるが、健康増進の観点からその施設を利用することで伊丹市全体の医療費が減るなど、他にプラスになることがあると思う。
- 会長
 - ・スポーツレクリエーション施設というのが1つの分類で掲げられているが、この分類の選択性をもっと分けたほうが良いという趣旨か。
- F委員
 - ・楽しむために来ている方と、高齢者の方で健康になれる施設を探して来ている方が同じ負担で良いのかと思い発言した。
- 会長
 - ・施設の性質を考慮するレベルとは別に、利用者属性という視点も考慮する必要があるということか。ある程度施設の分類を細かくすることで対応できるのであれば、細分類で対応する。施設分類の区分を細かくして、利用者の利用目的を考慮できるのであればよし、できないのであれば個人の利用目的を一定配慮することが必要ということか。
- F委員
 - ・はい。
- G委員
 - ・今は一律の負担割合を基本としているところを、施設分類ごとの方法を取り入れてメリハリつけていこうという話だと思

うので、選択性と収益可能性の2つの軸で分類していくのがよい。分類に応じて、あまりメリハリをつけすぎて料金が2倍3倍になると、利用者が減るデメリットもある。激変緩和措置も必要。

- H委員
 - ・選択性、収益可能性の2つの基軸がよい。
伊丹市は福祉が充実している。充実した福祉を続けていくためにも、全施設を一律に考えるのではなく施設分類ごとに考えていくのがよいと思う。

- I委員
 - ・選択性を横軸、収益可能性を縦軸がよい。
さらに年齢や利用者の特性に応じて利用料金を増減させられると理想的である。スポーツ施設や文化施設は趣味として利用される方は生活を豊かにするために使用している。一方で、「伊丹から世界へ」という言葉のように、将来スポーツ選手を目指す子供たちに、多くの利用料金を求めるのは難しいので、ハードルを下げて利用させてあげたいと思う。また、他市からの集客ができたり、その存在によって伊丹に移り住みたいと思われるような魅力的な施設については、政策的に料金を考えてもよいのではないか。

- C委員
 - ・選択性を縦軸、収益可能性を横軸が良い。
公の施設と民間の施設については役割が異なりサービスに差があることから、料金にも差が出るのは当然だと思う。より充実したサービスを利用したい人は民間を選べばよい。
体育館や武道館など団体競技の施設は目的が違うし、障がい者バスケットボールで優秀な成績を収めたというのも聞くと、スポーツレクリエーション施設の中でもっと分類すべきではないかと思う。
医療費が上がらないように、保健指導、病気予防をしてほしい。

- A委員
 - ・選択性と収益可能性のマトリックスがよい。
個人への配慮は減免措置等で別途考えるのが政策的には正しいやり方。個人要件については切り離して考えて、施設の性質によってどう分類するかが大事。

全ての市町村ではないが選択性・収益可能性のマトリックスで考えていく方法がオーソドックスなやり方である。経済学的に考えると医療費全体の削減のような個人の利益が他の人の利益にもつながるかという外部性を一つ軸にするという考え方もあるが、技術的に困難になることと、選択性・収益可能性の中にある程度反映されることから、選択性・収益可能性による2軸のマトリックスでよいと考える。

選択性というのは、必需性の反対。必需的と選択的と捉えるとわかりやすい。

- J 委員
 - ・ 選択性と収益可能性の二つの視点から見ていくことが必要。利用目的を選択性、提供するサービスの違いを収益可能性と考えるなら、その2つの視点で設定するのが当然であろう。施設の分類をもっと細かくするべきという意見もあがったが、あまり細かくすると、対比する施設の数が増えることになるので、市民への説明が難しくなる。保護者目線でいうと公共は利用しやすいというところが最大の魅力。日本においては7人に1人が貧困層といわれている時代。そのような中で子供たちに焦点を当てると保護者が使いやすい施設は必要。余談だが毎日テニスコートでラケットを握っていなければ生活に支障がでるといような人も出てくるのかなど考えていた。

- 会長
 - ・ 二つの軸について選択性は基本的に大事ということに加え、民間の効率的な運営とサービスの提供を踏まえて収益可能性も採り入れるべきというのが皆様のご発言の趣旨かと思う。ただし、利用目的について一定配慮すべきというご意見があった。同じ分類の施設の中でも利用目的が違う場合があり、分類を細かくすることでより納得を得られる負担割合の考え方を説明できる。また健康増進のための利用、子どもたちの利用など一定の政策的配慮をすべきだということだと思う。選択性と収益可能性の2つの軸で負担割合を考えるべきということでまとめさせて頂く。選択性の言葉について必需性という言葉のほうがわかりやすいか。

- A委員 ・ 選択性が低いという概念がわかりにくい。なくてはならないということは必需的だということ。補足的に書いていただければそれで充分である。
- 会長 ・ 選択性が低いということは無くってはならない、つまり必需的であると軸の補足をさせていただきたい。
さらに利用目的の配慮について施設分類を細かくして考慮し、選択性ないし収益可能性に合うように考慮する。それでも難しいものについては、減免措置という政策的な議論の中で市のほうで議論してもらおう。審議会としては、個人の利用目的には配慮すべきという文言を残すようにする。
他にご意見はあるか。
- E委員 ・ 市の財政を考えると、指定管理の契約の仕方について、市民の負担が増えないよう工夫をしてもらいたい。
- 会長 ・ ご意見として記録する。

(2) 議題④「答申案の作成に向けて」について

<事務局より資料に基づいて説明>

- 会長 ・ 前回の議論を踏まえて、激変緩和措置を挙げている。また、原価の範囲に減価償却費と機会費用を算入することとなったが、施設が新しくなったり、時代によって変わっていく可能性を考え、実態に合わせていくために定期的な料金検証を追加している。
今日の議論を踏まえて、3つ目として、個人の利用目的に合った減免措置等を別途考慮するというを加えて原案を作りたいと思う。
このような構成でいかがか。ご意見ご質問はないか。
- A委員 ・ 料金が変わることなので、周知期間は設けなくても大丈夫か気になる。料金の改定は来年の4月からか、次の秋からか。

- 会長 ・事務局から補足をお願いする。

- 事務局 ・今回頂く答申については当面のことだけではなく、今後の伊丹市の料金算定の基礎としたいと考えている。答申は何年か後にも活用できる形になれば良いと思う。周知期間の配慮は必要と考えている。

- A委員 ・今回の料金改定のためだけの話ではなく今後の伊丹市の受益者負担の基本となることを目指しているので、永続的に読めるような形にしないとイケない。
周知期間を設けるといふ文言は必要。

- 会長 ・基本的に今ご議論いただいた内容に従って答申案を作成し、次回ご議論いただきたい。

(3) 諸連絡（省略）

(4) 閉会

署名

第2回 伊丹市使用料手数料等審議会議事録として確認します。

委員 _____ 印

委員 _____ 印